

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

朝来市高年福祉課

はじめに

本取扱いは、朝来市での例外給付申請手続きに関する説明資料です。他保険者では取扱いが異なる場合がありますので、申請の際にはご注意ください。

対象者

要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の被保険者

※自動排泄処理装置については要介護 2、3 の被保険者も含む

例外給付対象品目

- ・ 車いす及び同付属品
- ・ 特殊寝台及び同付属品
- ・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

例外給付可否の判断基準

① 認定調査票の基本調査の確認

直近の認定調査における基本調査の結果が、表 1 の状態像に該当する場合は、朝来市への例外給付の申請は不要となります。

例外給付の対象になる状態であると判断されたら、サービス担当者会議等で給付の必要性を検討し貸与してください。

② 表 1 の状態像に該当しない場合は、下記ア及びイの条件を満たしたうえで、朝来市の確認を受けることで例外給付の対象となります。

ア) 表 2 の i ～ iii のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている。

表 1

種 目	例外給付の対象になる状態像（厚生労働大臣が定める者のイ）	可否判断基準（認定調査票の基本調査の結果）
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントで判断※
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	・基本調査 3-1 意思の伝達「できる」以外 又は ・基本調査 3-2～3-7 のいずれか「できない」 又は ・基本調査 3-8～4-15 のいずれか「ない」以外 ・その他主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	② 移動において全介助を必要とする者	基本調査 2-2 移動「全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ※「バスリフト」については①又は②、「昇降座椅子」については②、「段差解消機」については③で判断してください。	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「できない」
	② 移乗に一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「一部介助」又は「全介助」
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントで判断※
	次のいずれにも該当する者	
	① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「全介助」

※アの②及びオの③については、該当する基本調査の結果がないため、該当するかの判断は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントによって、ケアマネジャーが判断してください。

表 2

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する。
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる。
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる。

朝来市への申請書類について

- ・福祉用具貸与例外給付申請書
- ・様式 5 医師用例外給付意見書
- ・居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表
- ・サービス担当者会議の要点

提出期限について

原則、遡及は認められませんので、貸与開始前に提出をお願いします。

例外給付の承認有効期間について

朝来市が承認する日から認定有効期間満了日まで

※翌月以降に貸与を予定している場合は、貸与開始月の初日から適用

※原則、承認する日は高年福祉課での受付日

朝来市への申請方法について

高年福祉課の窓口への持参又は郵送で提出ください。

朝来市の承認後、「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書」をお送りします。承認については、受付から審査まで 2、3 日お時間をいただいております。お急ぎの場合は、個別にご相談ください。

<提出先>

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1 朝来市高年福祉課 介護保険係

よくある問い合わせについて

Q1 事前確認はいつまでに行う必要があるか。

原則、貸与開始前までに提出してください。ただし、以下のような例外ケースについては、遡及を認めますが、貸与開始前までに必ず高年福祉課までご相談ください。

例) 末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合で、事前確認が間に合わない場合。

例) 認定が遅れたことにより更新（変更）前の有効期間満了直前または満了後に新たに軽度者に該当するに至った場合で、書類の準備期間が十分に確保出来ない場合

例) 転入前の住所地で例外給付の承認を得ており、転入後すぐに貸与を開始したい場合

Q2 貸与の承認を一度受ければ、そのまま継続して受けることは可能か。

貸与承認の有効期間については、認定有効期間を基準としているため、更新申請や区分変更申請を行い、認定が変わるたびに改めて貸与の手続きを行う必要があります。（※原則、認定有効期間が終了するまでに）

Q3 医師の医学的な所見について、主治医意見書を記載した医師と異なっても問題ないか。

福祉用具を必要としていることが判断できる医師であれば問題ありません。

Q4 車いすの付属品（クッション）のみをレンタルすることは可能か。

車いす付属品は、車いすと一体的に使用されるものであり、付属品のみではレンタルできません。ただし、車いすと付属品を併せてレンタルする場合及び、既に自費等で車いすを所有している場合は可能となります。

Q5 特殊寝台用マットレスを普通のベッドのためにレンタルすることは可能か。

Q4と同様に、特殊寝台用マットレスは特殊寝台の付属品であるため、一般ベッドのためにレンタルすることはできません。

Q6 市外から転入してきた被保険者が転入前の自治体で例外給付を受けていた場合、朝来市への申請は必要か。

保険者が変わるため、朝来市に改めて事前確認の申請が必要になります。

Q7 車いすを屋内用と屋外用に2台貸与を受けることは可能か。

サービス計画書に必要性を明記のうえ、貸与を受けることは可能です。

Q8 医学的な所見を確認する前に開催したサービス担当者会議は認められるか。

認められません。医学的な所見をふまえ、サービス担当者会議で例外給付の判断をする必要があるため、その場合は再度開催してください。

Q9 居宅サービス計画書（ケアプラン）に本人の同意がなくても問題ないか。

例外給付の申請にあたり、ケアプラン上、貸与する品目が適切に位置づけられているかを確認するため問題ありません。

Q10 居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所が変更となった場合、貸与用具に変更がなくても再度申請は必要か。

再度の申請は必要ありませんが、必ず事業所間での引継ぎを行ってください。

Q11 医学的な所見の確認に時間がかかり、貸与開始までに例外給付の申請が間に合わない場合はどうすればいいか。

個別の相談となりますので、必ず高年福祉課までご連絡ください。

Q12 要介護（要支援）認定を新規で申請中であり、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどうすればいいか。

主治医の意見を聴取したうえで、サービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成してください。作成した暫定ケアプラン、サービス担当者会議の要点、様式5主医師用例外給付意見書等を添付して申請してください。認定結果が確定した際、ケアプランに変更がなければ再提出の必要はありませんが、異なる場合は差替え提出をお願いします。また、品目を追加する場合は、再度申請ください。

Q13 特殊寝台の例外給付の承認を既に受けているが、新たに体位変換器の利用も開始したい場合、改めて申請する必要があるか。

ケアプラン上に新たな種目を位置づけるため、サービス担当者会議を開催したうえで、改めて申請する必要があります。

Q14 床ずれ防止用具の例外給付の承認を既に受けているが、新たに品番が変更となり、単位数も変更となった場合、改めて申請する必要があるか。

同一種目における用具の変更について、機能の変化を伴わない同等の用具であるのであれば、単位数が変わったとしても、軽微な変更として扱い、再度の申請は不要となります。

Q15 基本調査の結果の確認で例外給付の申請不要のケースではあるが、市の承認を書類等で欲しい場合は、どうすればいいか。

朝来市への申請書類一式を揃え提出してください。

Q16 基本調査の結果を確認し、例外給付の申請が市に不要な場合、事業所で保管する書類等で注意点はあるか。

保管する書類については、①居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表、②サービス担当者会議の要点（※）、③認定調査票の写し（判断基準に該当すると確認が取れた調査票）の3点になります。

※「認定調査票の基本調査の結果により例外給付に該当するため、市への申請は不要」等の旨をサービス担当者会議の要点に記載してください。

Q17 車いす貸与について、サービス担当者会議を開き、主治医、福祉用具専門員、介護支援専門員が必要と認めた際に、貸与できていたが、書類提出は必要か。

例外給付の確認申請が不要なケースは以下の場合となります。

- ① 対象者の状態像を直近の認定調査票で確認できる場合
- ② 貸与品が「車いす及び車いす付属品」で、状態像が「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の場合
- ③ 貸与品が「移動用リフト」で、状態像が「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の場合

今回の質問においては、①のケースでは確認できないため、判断できない場合での回答となります。

この場合、②のケースに該当するため、貸与開始前のサービス担当者会議にて「主治医からの情報」等を基に、サービス担当者会議で適切なケアマネジメントと判断した結果をサービス担当者会議の要点に記載し、居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表と併せて保管することで、市への提出は不要となります。

Q18 表1のアの②、オの③の場合について、主治医から情報を得ることとサービス担当者会議の開催の必要性はあるが、市に書類提出は必要か。

貸与開始前のサービス担当者会議にて「主治医からの情報」等を基に、サービス担当者会議で適切なケアマネジメントと判断した結果をサービス担当者会議の要点に記載し、居宅介護サービス計画書・介護予防サービス支援計画表と併せて保管することで、市への提出は不要となります。

Q19 区分変更申請を行ったが、認定結果が却下となった場合、区分変更申請の前に例外給付の申請を行っていた場合でも、再度例外給付の申請手続きは必要か。

例外給付の申請の際に、認定有効期間を基準に確認を行っているため、認定結果が却下となり、認定有効期間に変更がない場合は、再度申請手続きをする必要ありません。

Q20 医療機関が休診となる前日の場合や褥瘡予防マットレスを医師から早期搬入するよう指示があった場合、認知症で目が離せない方の家人がセンサーマットレスを希望された場合など、緊急性の高いと思われる場合について、医師への意見確認、ケアマネジャーや担当者への確認は早期に実施できても、書類作成や市への提出が困難な場合は、どのように対応したらいいか。書類提出までのデモ対応は可能か。

市への早期提出が困難ということから、前述「例外給付可否の判断基準」の②に該当する（認定調査票の基本調査の結果では該当しない）ケースとして回答します。

緊急性が高いと思われるケースは、利用開始前（閉庁日の場合は開庁後）に緊急利用する旨を市へ連絡しており、医師への意見確認及びサービス担当者会議の開催等の一連の手続きが行われていれば、書類が後日の提出となっても問題ありませんが、早急に提出ください。

また、デモ期間は選定段階で実施され、最終的な利用者の同意を得る前に行うものであり、介護保険の給付対象ではないため、今回の質問の趣旨（緊急性）とは異なると考え、書類提出までのデモ対応は適切ではないと考えます。

Q21 テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、貸与区分マークのない用品で、給付対象としている用品はあるか。

朝来市ホームページの「福祉用具情報（TAIS）」に「貸与」表示がないものの福祉用具貸与に係る情報共有について」をご確認ください。

（朝来市ホームページ <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/20/10647.html>）

Q22 要介護2であったが、更新申請で要介護1となったため、区分変更を検討している。更新前に貸与していた用具を引き続き利用する予定であり、直近の基本調査の結果（更新申請での結果）では、基準に該当するため市への申請は不要と判断できた。しかし、仮に区分変更を行った結果、要介護度が1のままであるが、基本調査の結果が変わり、基準に該当せず市への申請が必要な状態像となった場合、どうすればいいか。

基本調査の結果は、最新の認定調査票を用いて判断する必要があるため、区分変更をし、基本調査の状態像が変わる可能性があるのであれば、主治医の意見を聴取し、サービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成のうえ、市へ申請を行ってください。

Q23 暫定ケアプランを提出していたが、認定結果の要介護度が異なっていた。差替えでの提出をする場合、提出期限はあるか。

認定審査会の二次審査日から 10 日以内に差替え提出を行ってください。ただし、特別な事情等（貸与者の死亡等）で提出が遅れる場合はご連絡ください。

Q24 移動用リフトのバスリフト及び昇降座椅子の基本調査の考え方について注意事項はあるか。

バスリフトについては、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」または「移乗」のどちらかで判断することとなる。（平成 16 年 6 月 17 日生労働省老健局振興課長通知）
しかし、昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」のみで判断することとなる。その理由は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いることに注意する。（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省老健局振興課通知）

令和 7 年 4 月 22 日更新（※取扱いは随時更新します。）

例外給付申請フロー

